

熱中症対策に資する現場管理費の補正の要領

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費の現場管理費の補正について本要領に定める。

2 対象工事

小松市発注土木工事とする。

ただし、以下の工事は本要領の対象外とする。

- ・営繕工事（公共建築工事積算基準で積算した工事をいう。）
- ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）で積算した機械・電気通信設備工事

3 用語の定義

（1）真夏日

真夏日は下記のどちらかとする。

①日最高気温が30度以上の日。

②暑さ指数（WBGT）が25℃以上の日。

※夜間工事の場合は作業時間帯が①または②の日とする。

※施工者が①または②を選択することができ、①、②を併用することは不可とする。

（2）工期

工期は建設工事請負契約書の工期とする。

なお、年末年始6日間・夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止期間等は含まない。

（3）真夏日率

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

4 積算方法

（1）計上できる費用

大型扇風機・ドライミスト・送風機・冷房・冷蔵庫等の光熱費、通常以上の水分・塩分の供給、熱中症対策に特化した安全訓練、巡視、労働者の熱中症の体調管理等の費用

（2）補正計上

補正は変更契約において行う。

(3) 補正值

補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数 (1. 2)

補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(4) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正值)

※なお、「積雪寒冷地で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

5 真夏日の取得方法

3 (1) の①の気温は気象庁の気象観測所(小松)の気温

3 (1) の②の暑さ指数(WBGT)は環境省が公表している小松における暑さ指数(WBGT)とする。

(参考) 気象庁HP URL <https://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/index.php>

環境省HP URL https://www.wbgt.env.go.jp/record_data.php

6 協議

(1) 監督員との事前協議

施工者は、本要領により補正を希望する場合は、事前(変更がある場合は請負代金の変更前まで等)に、工事打合せ簿(工事様式-15)により、監督員と協議すること。

(2) 提出様式

施工者は、本要領により補正を希望する場合は、監督員と事前に調整した提出期日までに、下記の2つの資料を監督員に提出すること。

① 真夏日率等算出表(様式-1)

② 熱中症対策に資する現場管理の実績確認書(様式-2)

(上記は工事打合せ簿等に添付し、電子納品をすること。電子納品対象工事でない場合は、様式-1の算出根拠の電子データは施工者が5年間保存しておくこと)

附則

この試行は、令和6年4月1日適用工事から適用する。